

令和 5 年 1 1 月 2 0 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月)

午後 0 時 3 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 副委員長の互選
- 4 協議事件

(1) 本日の議事日程について

(2) その他

- 5 閉 会

~~~~~

出 席 委 員 (5 名)

臨時委員長	中原 信男	委員長	今 城 雅 子
副委員長	米 本 隆 記	委 員	奥 岩 浩 基
委 員	森 岡 俊 夫		

~~~~~

## 欠 席 委 員 ( 0 名 )

~~~~~

出 席 議 員 (2 名)

議 長	稲 田 清	副議長	荒 井 秀 行
-----	-------	-----	---------

~~~~~

## 当 局 出 席 者

|      |       |         |         |
|------|-------|---------|---------|
| 事務局長 | 三 上 洋 | 事務局総務課長 | 矢 野 伴 典 |
|------|-------|---------|---------|

～～～～～～～～～～

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長      瀬 尻 か お り                      書      記              近 藤              隆

～～～～～～～～～～

## 1      開                      会

(午後0時30分    開会)

**○稲田 議長**    本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。  
います。

本日の議会運営委員会は、議会閉会中の9月1日の委員改選後、初めての委員会であり、正副委員長ともに空席でございますので、組合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長として招集させていただきました。

委員長が互選されるまでの間の臨時委員長でございますが、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員であります中原委員にお願いしたいと思います。

それでは、中原委員、よろしくお願いいたします。

**○中原臨時委員長**    ただいま御指名をいただきました中原でございます。  
委員長が互選されるまでの間、臨時委員長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。座らせていただきます。

～～～～～～～～～～

## 2    委 員 長 の 互 選

**○中原臨時委員長**    早々ではございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、担当から説明をお願いをしたいと思います。瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長**    組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長は委員会において互選すると規定されております。過去の例で申し上げますと、委員長は、これまで、米子市議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

**○中原臨時委員長**    ただいま、瀬尻書記長から、委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、

米子市議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**中原臨時委員長** 御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思います。奥岩委員。

○**奥岩委員** 今城委員を推選させていただきます。

○**中原臨時委員長** ただいま、委員長に今城委員を推選する旨の声がありました。今城委員を委員長の当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**中原臨時委員長** 御異議がないようですので、今城委員を委員長の当選人とすることに決しました。

委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代します。御協力いただきありがとうございました。

それでは、今城委員長、委員長席へお願いいたします。

〔臨時委員長と委員長の席交代〕

○**今城委員長** それでは改めまして、議会運営委員長に御推挙いただきました今城雅子でございます。西部圏域住民の負託に応えられるよう、また、議会全般の円滑なる運営に努めてまいりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

3 副委員長の互選

○**今城委員長** それでは、日程3、副委員長の互選を行いたいと思います。副委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○**瀬尻書記長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○**今城委員長** ただいま、担当から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がございました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議がないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。中原委員。

○**中原委員** 米本委員を推選いたします。

○今城委員長 ただいま、米本委員を副委員長にという推選がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 御異議がないようですので、米本委員が副委員長に当選されました。米本副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○米本副委員長 副委員長に推挙していただきました米本です。委員長を補佐し、円滑な議会運営ができるように努めてまいります。どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 4 協議事件

**○今城委員長** それでは、次に日程4、協議事件に入りたいと思います。

(1) 本日の議事日程についてを議題といたします。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長** それでは、本日の議事日程について説明させていただきます。

資料1の、定例会の全体の日程(案)を御覧いただけますでしょうか。

この議会運営委員会に引き続きまして、午後1時から組合議会定例会を開会していただきます。

本日の議事でございますが、まずは諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告といった通常どおりの報告をしていただきます。次に、議会閉会中に選任いただきました議会運営委員、各常任委員の選任報告をしていただきます。委員の選任状況につきましては、資料2の名簿のとおりでございます。なお、委員の選任につきましては、米子市議会、境港市議会及び西部町村議会議長会、それぞれにおきまして御協議いただいたものでございます。また、本日の議会運営委員会での正副委員長の互選結果、また、閉会中に開催されております総務消防常任委員会の正副委員長及びごみ処理施設等調査特別委員会の副委員長の互選結果も併せて報告していただきます。

続きまして、日程第1は、会議録署名議員の指名でございます。本日は、荒井議員と景山議員を指名していただきたいと思います。

次に、日程第2は、会期の決定でございます。本日1日でお諮りいただきたいと思います。

次に、日程第3は、管理者の議案上程でございます。本日は議案第13号から第15号までの3件を一括議題としていただきます。

一括議題の内訳でございますが、条例の制定についての議案が1件、補正予算が1件、決算認定についてが1件で計3件でございます。この3件につきましての、管理者の提案理由の説明の後、日程第4の組合事務一般に対する質問に移っていただきたいと思います。

11月13日の正午を通告期限としておりました一般質問につきましては、勝部議員及び土光議員からの発言通告書の提出がございました。通告の内容については、資料4の一般質問一覧表のとおりでございます。

ちょっとここで、口頭で訂正させていただきたいんですけれども、土光議員の質問が2件ありますけれども、順番が逆になりまして、最初に原子力防災計画についてを質問されて、その後に、次期の一般廃棄物処理施設についてを質問されるということを伺っておりますので。順番が逆になりますけれども、ここで口頭で訂正させていただきます。

続いて、日程第5でございますが、議案に対する質疑を行っていただくんですけれども、11月16日の正午を通告期限としておりました議案質疑については、発言通告書の提出はございませんでした。

質疑終了後の委員会付託でございますが、議案第13号につきましては、資料3の委員会付託区分表のとおりで、総務消防常任委員会へ、議案第14号につきましては補正予算でございますので、議会にお諮りいただいた後、予算審査特別委員会へ付託していただくという運びになります。民生環境常任委員会への付託議案はございませんでした。

なお、議案第15号の決算認定につきましては、7名の委員で構成されます決算審査特別委員会を本日設置いたしまして、当該委員会に付託することについてお諮りいただいた後、特別委員の選任を行っていただきたいと思います。委員の選任につきましては、先ほどと同様、米子市議会、境港市議会及び西部町村議会議長会それぞれで御協議いただいたものでございます。

ここで、正副委員長の互選及び委員会審査のため暫時休憩としていただきます。

委員会審査でございますが、常任委員会を総務消防、民生環境の順で開催していただきまして、常任委員会終了後に決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の順に開催していただきたいと思います。開催場所は、いずれも議場でございます。民生環境常任委員会におきましては、議会閉会中の9月1日の委員改選にともないまして、正副委員長ともに空席でございますので、正副委員長の互選を行っていただきます。

予算審査特別委員会終了後、本会議を再開していただきます。

再開後は、まず、議長から、民生環境常任委員会、決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果を報告していただきまして、その後、総務消

防常任委員会、予算審査特別委員会の順にそれぞれの委員長から、審査結果の報告をしていただきます。

委員長の報告終了後に、委員長報告に対します質疑、討論を経まして、議案第13号及び第14号の2件を順次採決していただきます。

続きまして、議案第15号の決算認定でございますけれども、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がございましたら、これを日程に追加しまして、議題とすることをお諮りいただきたいと思います。その後、採決していただく予定となっております。

以上が、本日の定例会の全日程でございます。よろしくお願いいたします。

**○今城委員長** ただいま担当から、本日の議事日程についての説明がありました。委員の皆様から何か御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** じゃあ、ちょっと私からいいですか。先ほどの土光議員の質問の件なんです。この訂正というのは、13日でしたっけね。13日の時点で替えるという、そういう申し出ということですか。それ以降ということですか。瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長** それ以降ですね。

**○今城委員長** 以降ですよ。通常その場合は、本人が順番を替えるということで、これを替えますって言う必要はないのではないかと私は認識するんですけども。本人が質問の順番を替えたいですっていうふうに、その場で言われればいいことじゃないだろうかと思うんですけども。どうですかね、皆さん。

〔「特段必要ないと思います。」と声あり〕

**○今城委員長** ですよ。はい、じゃあ締め切りの段階ではこの1番、2番の順番で通告をされたわけなので、この1番、2番の順番でありますということで、ただし、本人が替えるっていうことについては、議場で自分が替えますということを言ってすればいいことで。取り下げの場合は、取り下げだっていうふうに知らさないといけないと思うんですけども、順番を入れ替える部分に関しては、皆さんにお知らせして、1番がこれですっていうことではないかなと思ったりするんですけども、皆さん、いかがですか。御意見をいただいて、必要ないならこのままって本人に、自分できちんとしなさいっていうふうに言えばいいことだなと思いますけれども。どうですか。どうかなと私もちょっと。ちゃんと通告をしているにもかかわらず、それを後から替えますとかっていうことを、そうやって皆さんに言ってくださいとかって言うのは、ちょっとルールの締め切りをきちっと守らないっていうわけなので、あまりよろ

しくないとは思いますが、米本委員。

**○米本副委員長** 私の町議会では、こういった一般質問の順番を替えるということだと、一般質問の通告順序を一番最後にされますね。変更するっていうよりね。ですけど、2名で最後ですよ。変わらないんですよ。ですから、まあ仕方ないと思いますが。

**○今城委員長** 通告をされている順番はもちろんですけれども、変わらないのでいいんですけれども、この通告の質問順をわざわざお知らせする必要が、期日がきちっと決まっているということ踏まえると、どうか。どちらにしても別に問題はないんですけれども。米本委員。

**○米本副委員長** きちっとその辺は議場の中で、自分で発言されて替えられたほうがいいと思いますけど。黙ってそのまま替えられるという人も、これをどういうふうに見え止められるかというのがあろうと思うんですけれども。

**○今城委員長** せっかく皆さん、何か御意見が。すみません、私がちょっと気になったものですから。奥岩委員。

**○奥岩委員** 委員長おっしゃられるとおりで、特段この順番をどうこうっていうのを、この議運に諮って承認を得ないといけないというわけではないと思いますので。今、米本副委員長からお話がありましたけれど、議場で御本人さんが、通告のときはこうしてましたけれどもというお話をしてくださったらいかなとは思いますが。

**○今城委員長** はい、では森岡委員。

**○森岡委員** 認識としては、2項目という認識でいいんじゃないかと思います。ですからそれを本人がどっちを先にしようが、それは問題ないんだと。議運に出されるときは、それを削るなりするときはやらないといけないんですけれども、項目の変更もないし、どっちを先にやられても問題はないような気がするんですけれども。

**○今城委員長** ですよ。なので、ことさら議会が始まる前とか議会の途中とかはどこか分からないんですけれども、瀬尻書記長が、このように替わりましたって言って皆さんにお知らせする必要はない。というか通告は通告なので、きちんと通告してこうありましたって。ただ、順番を替えるか替えないか、私達も替えたりするのは、質問の順番でこう替えますっていうふうに自分で言ったりことはいっぱいあると思うので。そんな形でさせてもらえたらと思うんですけれども、いかがですか。通告に関してのことがルーズになるっていうのがあまりよろしくないのかなと思って。後から何でも言ったら、何でもよしっていうような、で事務局にそれを言ったら何でもしてくれるっていうような、こうルーズな通告のやり方をすると、全部そういうふうになっちゃうっていうふう

に思うことがあるので。通告をしてないのに、後から、自分は通告をしたので後からはこのこととこのことをこうやってくださいとか、そういうようなことが横行するようなことはやっぱりよろしくないと思うので、通告は通告としてそのままある。ただ、発言の順番は御本人にお任せするってというような形の運営をきちっとしたほうがいいかなと思いますので。その認識でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** では、そのようにして。あとは土光さんにお伝えするということで。はい。では、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** では、ないようですので、本日の議事はこのとおりいたします。

次に、協議事件の2、その他でございます。当局及び委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と声あり〕

**○今城委員長** 稲田議長、荒井副委員長、何かございますでしょうか。

〔「ございません」と稲田議長、荒井副議長〕

~~~~~

5 閉 会

○今城委員長 では、ほかにないようですので、これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

午後0時47分 閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営臨時委員長 中 原 信 男

議会運営委員長 今 城 雅 子